

國衙とくが 又小岡郷とも作けり、村名なり、下學抄に、諸國府、謂之衙、古しへ官廳を置れし處なり、遺基詳ならざれ共村内に禁榜を掲る處を、端門の址なりと云て、大門と唱へ、孔路互れり、又數十步ならずして、百歩許の高夾たかつばき地、陸田となる地を字して臺上と云、當時廳屋の址なれば、黎庶の廬舍すべき處に非すと云傳へたり、延喜式に載する官驛を、鎌倉海道と云て、此處へ、懸れり、和名抄拾芥抄等みな、府在八代郡云々、廳屋の事は村條に記せり、

井上いのう 過去は山梨郡東郡の郷名なり、童謡に、甲斐のくる駒、井の上そだちとあれば、黒駒の牧に連りたる地なり、

鹽田しおた 末木村長昌寺の支付大般若經奥書に、甲州山梨郡代郡代一宮莊鹽田郷塙木村と見えた、り、按るに塙は塙の字の誤りなり、塙音垂、仲木華葉の塙なれば、後人簡易に就き、未の字に換ゆ、義通す、中古鹽田村に古屋對馬と呼べる長者あり、其が知れる所を都て鹽田郷と呼して、古の郷名には非るべし、○中略、○中鹽田は鎌倉海道の中宿にして、便りよき處なれば、後々までも立置れしゆゑに、其名傳はりしなるべし、今鹽田村に、東門西門と云地名存れり、又町屋と云、一叢の人戸あり、古へ往來の駄荷の口錢を取り處なりと云、林戸はや 古時は山梨郡東郡の郷名なり、古事記に見えたる波多八代宿禰の胤、林臣の賜はりし地は此處なるべし、後に林部に作る、今東原村の内に小名を存す、○中略、○中

田野 天正壬午、武田勝頼朝臣終焉の處にて、初鹿野山一帶の地なり、

能呂のろ 昔時山梨郡東郡の郷名なり、又野呂とも作れり、南北二村あり、○中略、○中

長江ながえ 今永井村あり、一本長井と作けり、是その遺稱ならんと云、

白井しらゐ 今白井河原村あり

曾根 姓氏錄に、曾根連とねれん、又宿禰すくねとも有神饒速日命の後なりと有て、舊姓は地名を命る事例多し、○中略、○中

九一色くわいろ 山谷の間に、耕田乏しければ、生業の難きにより、天正十年、諸商賣免計の尊章を賜は